

## 「横浜港国際旅客船拠点形成計画」を作成しました

国土交通省は、日本へのクルーズ船寄港が急増する中、民間による投資と公共による受入環境の整備を組み合わせた、新たなプロジェクトスキームによる国際クルーズ拠点形成を目指しております。

横浜港は、今年6月の港湾法（以下「法」という。）の一部改正により、法第2条の3第1項の規定に基づき、平成 29 年 7 月 26 日に、国土交通大臣から「国際旅客船拠点形成港湾」の指定を受けたところです。

この指定を受け、法第 50 条の 16 第 1 項の規定に基づき、「横浜港国際旅客船拠点形成計画」を作成しました。

### ■横浜港国際旅客船拠点形成計画

#### 内 容

- 1 国際旅客船拠点形成に関する基本的な方針
- 2 国際旅客船拠点形成計画の目標
- 3 国際旅客船取扱埠頭機能高度化事業その他の事業及びその整備主体に関する事項
- 4 国際旅客船拠点形成計画の実施に関し当該国際旅客船管理者が必要と認める事項
- 5 その他



※詳細は、別添「横浜港国際旅客船拠点形成計画」を御参照ください。

#### 【参考】港湾法の一部抜粋

（国際旅客船拠点形成港湾の指定）

第二条の三 国土交通大臣は、主として本邦の港と本邦以外の地域の港との間の航路に就航する旅客船（以下「国際旅客船」という。）の利用に供され、又は供されることとなる国土交通省令で定める規模その他の要件に該当する埠頭（以下「国際旅客船取扱埠頭」という。）を有する港湾のうち、船舶乗降旅客数その他の国土交通省令で定める事情を勘案し、当該国際旅客船取扱埠頭を中核として官民の連携による国際旅客船の受入れの促進を図ることにより国際旅客船の寄港の拠点を形成することが我が国の観光の国際競争力の強化及び地域経済の活性化その他の地域の活力の向上のために特に重要なものを、国際旅客船拠点形成港湾として指定することができる。

（国際旅客船拠点形成計画）

第五十条の十六 国際旅客船拠点形成港湾の港湾管理者（以下「国際旅客船港湾管理者」という。）は、当該国際旅客船拠点形成港湾について、国際旅客船取扱埠頭を中核として官民の連携による国際旅客船の受入れの促進を図ることにより国際旅客船の寄港の拠点を形成するための計画（以下「国際旅客船拠点形成計画」という。）を作成することができる。

お問合せ先

港湾局客船事業推進課長 渡邊 充

Tel 045-671-7237